

産業構造審議会知的財産分科会意匠制度小委員会報告書「画像デザインの保護の在り方について」（案）に対する意見書

2016年（平成28年）1月14日

日本弁護士連合会

産業構造審議会知的財産分科会意匠制度小委員会（以下「意匠制度小委員会」という。）がこの度取りまとめた報告書「画像デザインの保護の在り方について」（案）（以下「報告書案」という。）に対して、当連合会は以下のとおり意見を述べる。

意見の趣旨

- 1 報告書案が、現行意匠法の枠組みの下での意匠審査基準の改訂という、当面の対応策的色彩の強いものであるとはいえ、画像デザインの保護拡充に向けて一歩を踏み出したことに賛意を表す。
- 2 画像デザインについては、意匠の登録要件をどのように整理するかという点と併せて、画像デザインを含む意匠にかかる意匠権の効力や実施行為をどう解釈するかも視野に入れた総合的な検討を進めるべきである。
- 3 情報通信技術の目覚ましい発展が進む中、画像デザインの保護の在り方について速やかに方向性が定まるよう、引き続き精力的な検討を進めることを求める。

意見の理由

- 1 画像デザインの保護拡充の必要性について

今日、情報通信技術が急速な発展を遂げつつある中、情報端末、電子機器は言うに及ばず、従来型の電気製品等においても、画像デザインの重要性はますます高まっていくものと予想される。

画像デザインの保護の在り方については、従前から、意匠制度小委員会において種々論議されてきたものの、方向性を絞り切れず、平成26年1月31日付けの意匠制度小委員会報告書「創造的なデザインの権利保護による我が国企業の国際展開支援について」において、当面の対応として、①画像デザインの保護が拡充された場合のクリアランス負担（他者の意匠権を侵害していないかの事前調査の負担）に対するユーザーの懸念を軽減するために、イメージマッチング技術による登録意匠の検索システムを準備する一方で、②現行意匠法の枠組みの下で対応可能な画像デザインの保護拡充を図るために、意匠制度小委員

会の下にある意匠審査基準ワーキンググループにおいて、意匠審査基準の改訂についての検討を進めることとされたという経緯がある。

報告書案は、意匠審査基準ワーキンググループから意匠制度小委員会に提出された別紙の改訂意匠審査基準（案）を踏まえたものであるところ、この改訂意匠審査基準（案）では、物品にあらかじめ記録された「物品の操作（・・・）の用に供される画像」（以下「操作画像」という。）のみならず、物品に事後的に追加される操作画像も、物品に「記録された」という要件を充たす限り、意匠法3条1項柱書の「意匠」を構成するものとして取り扱うことを明記している。これは、現行意匠法の枠組みの下で可能な範囲内という限定的なものであるとはいえ、画像デザインの保護拡充に向けて一步を踏み出したものとして評価に値する。

2 改訂意匠審査基準（案）について

改訂意匠審査基準（案）は、物品に事後的に追加される操作画像も物品に「記録された」という要件を充たす限り、意匠法3条1項柱書の「意匠」を構成するとの解釈を前提に、①画像デザインが物品との一体性を有するもの（、すなわち、意匠法3条1項柱書適用の要件としている「意匠を構成するものであること」の要件を満たすもの）と認められるための要件、②願書及び図面の記載事項（「意匠に係る物品」の欄の記載方法等）、③類否判断の方法、④創作非容易性の判断基準について、具体例を盛り込んで記載しており、新たな保護対象を取り込んだ意匠の当初の審査基準としては、分かり易い内容であると思われる。

もともと、今後の運用過程でより明確な基準が必要となる場面があることも予想されることから、引き続きユーザーを含む各界の意見を踏まえつつ、随時見直しをしていくことは必要と考えられる。

また、改訂意匠審査基準（案）とは別に、改訂される審査基準の下で登録される画像デザインを含む意匠の意匠権について、実施・侵害行為、間接侵害といった権利の効力にわたる問題について、想定される論点と考え方をまとめた別紙2の参考資料「画像を含む意匠に関する意匠審査基準改訂の方向性を踏まえた実施・侵害行為等についての考え方」が示された。この参考資料は、もとより裁判等の判断を予測させるものではなく、また、示された事項の中には、実務において未解決の法的問題も多々含まれているが、少なくとも、ユーザーにとって画像を含む意匠を扱う際に留意すべき事項を示しているという点において、有益な資料であることは間違いない。

今後、画像デザインについて、法改正も視野に入れつつ、意匠権による保護

拡充を考える場合には、登録要件とは別に、画像デザインを含む登録意匠について、何をもって実施行為とするのか、誰が実施行為者となるのか、権利の範囲はどう解釈すべきかといった権利の効力に関わる問題の検討が欠かせない。それらの問題がどのように解釈されるかは、ユーザーにとって、画像デザインにつきどの範囲の保護を求めるかを考える上で、土台となるものである。したがって、意匠制度小委員会において、実施・侵害行為、侵害主体等について、さらに精力的な検討を進め、その検討結果をユーザー、学界、実務家その他広く関係者に問うことによって法改正も視野に入れた更なる論議の深まりに資するようにすべきである。

3 今後も引き続き精力的な検討を行っていく必要性

我が国の意匠法は、意匠を物品と一体のものとしてとらえる考え方に立っているところ、当連合会の平成24年11月15日付「産業構造審議会知的財産政策部会第20回意匠制度小委員会資料2『画像デザイン保護拡充の基本的方向性について』に関する意見書」において述べたとおり、画像デザインの保護については、「物品との一体性」要件という枠組みの下での保護を図るのか、それとも別の考え方によるのかという点も喫緊の検討課題である。

今回の報告書案及び改訂意匠審査基準（案）は、画像デザインの保護の範囲、方向性について、各界の議論が熟すまでの当面の対応策という性格の強いものと考えられる。報告書案は、改訂意匠審査基準（案）の施行後の運用状況と、今後の情報技術の進展、ユーザーニーズの動向を注視しながら、保護の在り方を引き続きの検討課題とするとしているが、情報通信技術が日々急速な発展を遂げ、諸外国においても様々な枠組みの下で画像デザインに保護が与えられている現状に照らせば、我が国においても、画像デザインを含む意匠をいかなる枠組みの下で保護するかについて、速やかな検討を遂げることが急務であると考えられる。

当連合会としては、画像デザインの保護拡充に向けて、法制と運用の両面を見据え、また、権利設定後の効力、実施行為といった観点も踏まえた上で、産業界や学界の意見、諸外国の扱い等を考慮しながら引き続き精力的な検討が進められることを期待する。

以上